

定款変更の件

下記の内容にて、定款の変更を提案いたします。

ただし、定款変更の効力発生は所轄庁（内閣府）の認証した日からとなります。

定款変更（案）新旧対照表（下線の部分が変更箇所）

1. 会員種別の改定を反映する。

旧

■第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権を有する個人及び団体
- （2）ひろば会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権は有さない団体。
- （3）賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

新

■第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権を有する個人及び団体。
- （2）ひろば会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権は有さない団体。
- （3）個人会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権は有さない個人。
- （4）賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体。

2. 言葉の修正・・・第31条の「機能」を「^{けんのう}権能」と修正する。（*権能：行使できる能力のこと）

旧

■第6章 理事会

（機能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

新

■第6章 理事会

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項